

- 区内の期日前投票所
- 期日前投票をご利用ください

9ぎなみ



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

発行/杉並区 編集/広報課 〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1
区の代表電話 ☎3312-2111 FAX3312-9911 (広報課直通) http://www.city.suginami.tokyo.jp/

わたしたちにできることがある。

東京都知事選挙

—問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

投票・開票日 = 2月9日(日)
投票時間 = 午前7時～午後8時



「選挙のお知らせ」をお送りします

投票日・投票所などをご案内する「選挙のお知らせ」は1月23日(木)から世帯ごとに封書でお送りします。投票当日は、ご自分の名前が記載された「選挙のお知らせ」を持参して指定された投票所で投票してください。

また、「選挙のお知らせ」が届かない・紛失したなどの場合でも、投票資格がある方は投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

投票できる方

今回の東京都知事選挙において投票できるのは、次の要件を満たしている方です。

25年10月22日までに杉並区へ転入の届出をし、投票日に選挙人名簿に登録されている方

※住所を移した方は左記をご覧ください。

最近住所を移した方

◇区内で転居する(した)方
26年1月9日までに区内転居の届出をした方は新住所地の投票所で投票できます。

1月10日以降に届出をした方は前住所地の投票所で投票することになります。

都内へ転出する(した)方

転出先の都内区市町村に25年10月22日までに転入の届出をし、転出先の選挙人名簿に登録されていると転出先の投票所で投票ができます(転出先の選挙人名簿に登録されていなくても、杉並区で投票できる場合がありますので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください)。

なお、投票の際には必ず転出先で発行した「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(選挙用の住民票)」(無料)をお持ちください。ただし、杉並区から転出したあと、さらに他の区市町村へ転出すると投票できなくなります。

なお、投票前に都外へ転出した方は、投票できません。

「選挙公報」は各戸配布します

候補者の政見・経歴などを掲載した「選挙公報」は、各世帯の郵便受けなどに直接お届けします。なお、選挙公報は1月30日(木)までにお届けする予定です。

選挙公報が届かなかつた場合には、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。また、区の施設、駅の広報スタンド、郵便局にも置く予定です。

また、1月26日(日)から区ホームページでも公開予定です。

上高井戸区民集会所 自動交付機の利用中止

上高井戸区民集会所は投票所になります。このため、2月9日(日)の投票日は同集会所内に設置してある証明書自動交付機は終日利用できません。

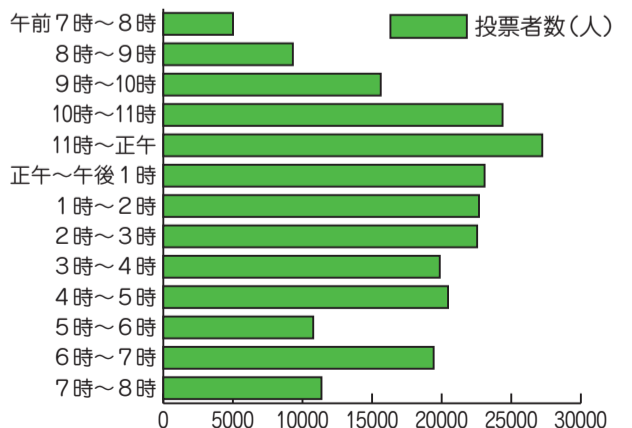
投票・開票速報

投票・開票速報は2月9日(日)に区ホームページでご覧になれます。なお、投票速報は午前8時から、開票速報は午後9時30分から発表します。

▽区ホームページ
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

投票所の混雑状況

〈投票日当日の時間帯別投票者数(24年都知事選)〉



投票所は、時間帯により混雑状況が異なります。特にお昼前後は混み合いますのでこの時間帯を避けて投票にお出かけください。午前の早い時間は他の時間帯と比べ空いていますので、待ち時間が少なく投票することができます。

インターネットを使った選挙運動

25年7月執行の選挙からインターネットを利用した選挙運動ができるようになりました。内容は以下のとおりです。

①ウェブサイト等を用いた選挙運動

ホームページ・ブログ・フェイスブック・ツイッター・ユーチューブ等に、選挙運動に関する情報を掲載することができます。ただし、誹謗中傷や公序良俗に反する内容を掲載した場合は、法律で罰せられますのでご注意ください。

②電子メールを用いた選挙運動

候補者や政党等は、有権者に対して選挙運動の内容(投票依頼等)を記載した電子メールを送ることができます。選挙運動用電子メールを送るには制約があり、有権者が受取承諾をしていないにもかかわらず選挙運動用電子メールを送ることは禁止されています。

③有料インターネット広告

選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする有料インターネット広告が政党等により認められています。

- 一般の有権者も「①ウェブサイト等を用いた選挙運動」が可能になりましたが、電子メールを用いた選挙運動は引き続き禁止されています。
 - 選挙運動ができる期間は、告示日から選挙期日の前日(1月23日～2月8日)までとなります。
 - 未成年者の選挙運動はできません。
 - 一般の有権者は、候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送することはできません。
 - ウェブサイト上や選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して配ることはできません。
 - ウェブサイト等を用いた選挙運動には、電子メールアドレス等の表示義務があります。
 - 電子メールを用いた選挙運動には、氏名、電子メールアドレス等の表示義務および一定の記録の保存義務があります。
- 詳しくは、総務省 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html または区選挙管理委員会 <http://www2.city.suginami.tokyo.jp/poll/chiji2014/top.asp> をご覧ください。

期日前投票については裏面をご覧ください

東京都知事選挙

便利な期日前投票をご利用ください

期日前投票期間 = 1月24日(金)～2月8日(土)

※告示日1月23日(木)は投票できません。

—問い合わせは、選挙管理委員会事務局へ。

投票日に以下のような予定がある方は期日前投票をすることができます

- ◆ 仕事や学業などの予定がある方、本人または親族の冠婚葬祭に出席する予定のある方
- ◆ レジャーや買い物などで出かける予定のある方
- ◆ 出産や入院の予定のある方、退院後で歩行困難が予想される方
- ◆ 都内の他区市町村へ転出する(した)方

〈期日前投票ができる投票所・期間など〉

投票所 (14カ所)	投票期間
区役所	1月24日(金)～ 2月8日(土)
区役所以外の投票所 (13カ所)	2月2日(日)～ 8日(土)

投票時間 = 午前8時30分～午後8時

- 指定された投票所はありませんので、どちらの期日前投票所でも投票できます。
- 投票日当日の杉並区役所は、第25投票区の区域内にお住まいの方のみ投票することができます。

- 期日前投票をご利用の際は、「期日前投票請求書」の記入が必要となります。「選挙のお知らせ」裏面に印刷されている請求書に必要事項を記入の上、投票所へお持ちください。また、「選挙のお知らせ」がなくても投票資格があれば投票できます。ただし、「期日前投票請求書」への記入は必要となりますので、投票所の係員へ声をかけてください。なお、投票日当日(2月9日(日))に投票をする場合、請求書の記入は必要ありません。
- 投票用紙への記入が困難な方は、投票所係員にお申し出ください。
- 投票後に、候補者が候補者でなくなった場合、その候補者へ投じた期日前投票は無効票となります。その際は再投票はできません。
- 車で来所はご遠慮ください(区役所を除く)。

期日前投票ができる場所

杉並区役所 (中棟6階第4会議室)
阿佐谷南1-15-1

阿佐谷地域区民センター
阿佐谷南1-47-17

井草地域区民センター
下井草5-7-22

永福和泉地域区民センター
和泉3-8-18

荻窪地域区民センター
荻窪2-34-20

高円寺地域区民センター (セシオン杉並)
梅里1-22-32

高井戸地域区民センター
高井戸東3-7-5

西荻地域区民センター
桃井4-3-2

西荻南区民集会所
西荻南3-5-23

本天沼区民集会所
本天沼2-12-10

高円寺北区民集会所
高円寺北3-25-9

方南和泉会議室 (方南会館)
和泉4-42-5

久我山会館
久我山3-23-20

浜田山会館
浜田山1-36-3

滞在先での不在者投票

出張や帰省などで杉並区以外に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。
 この場合、あらかじめ区の選挙管理委員会に投票用紙の請求が必要となります。
 郵送などにより手続きを行うため時間がかかります。早めに請求方法などをお問い合わせください。なお、不在者投票請求書は区ホームページから印刷できますので、ご利用ください。

